

意見書案第 25 号

多様な民意を切り捨てる比例代表議員の定数削減を行わないことを求める
意見書

上記の意見書を次のとおり提出します。

令和 7 年 12 月 22 日

大津市議会議長

草 野 聖 地 様

提 出 者 杉 浦 智 子

柏 木 敬友子

小 島 義 雄

多様な民意を切り捨てる比例代表議員の定数削減を行わないことを求める意見書

自民党と日本維新の会は、国会議員定数削減を臨時国会で成立させようとしていた。日本維新の会は定数削減の目的は改革を進めるために、まず政治家が自らに厳しい姿勢を示すためだとしている。国会議員 50 人の削減で年間 35 億円の国の支出が減るとしているが、議員を減らしたからといって金権政治が変わるものではない。最大の議員の特権である政党助成金は、国民一人あたり 250 円、年間総額約 316 億円を政党が分け合っている。議員が減っても総額は変わらないため、議員一人あたりが受け取る額は反対に増えることになる。これは企業・団体献金、裏金問題を不問にして、議論をすり替えることに他ならない。

国会議員の定数を含む選挙制度は民主主義の土台である。定数削減は政治家の身を切る改革ではなく、切られるのは民意である。議員が減れば国会の監視機能が弱まる。現在の選挙制度の下では、比例代表は得票に応じて議席が配分され、多様な民意を反映する制度である。他方 1 人しか当選しない小選挙区制は、当選に結びつかない死票が投票の 52% にも上る。衆議院の比例代表は、総定数 465 の 4 割弱の 176 議席、残りの 6 割以上が小選挙区（289 議席）である。1996 年に小選挙区制が導入されて以降の選挙では、第 1 党の得票率は 40% 台にもかかわらず、議席の 6 ~ 8 割を占めるといいういびつな構造となっている。

また国会議員の定数が多過ぎるとの意見もあるが、日本の国会議員定数は、人口 100 万人あたり 5.6 人であり、O E C D 加盟国 38 カ国中 36 番目という低い水準である。政治改革の名の下に日本の国会議員定数は減らされてきたが、合理的な根拠は示されていない。

国民の声を代弁する国会議員を減らせば、国民の声が届かなくなる。特に多様な民意を反映する役割を持つ比例代表議員の定数を削減することは許されない。これは国民主権に関わる重大な問題であり、国民の声を正確に反映する民主的な選挙制度がどうあるべきかの議論が必要である。

よって、国及び政府においては、多様な民意を切り捨てる比例代表議員の定数削減を行わないことを強く求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 7 年 12 月 22 日

大津市議会議長 草野聖地

内閣総理大臣
総務大臣
衆議院議長
参議院議長 あて